

会 議 記 録				
会 議 の 名 称	議 会 運 営 委 員 会			会 議 場 所 第 3 委 員 会 室 担 当 職 員 三 宅
日 時	平 成 2 8 年 8 月 2 3 日 (火 曜 日)		開 議 午 前 1 0 時 0 0 分 閉 議 午 後 0 時 0 6 分	
出 席 委 員	藤 本 奥 野 田 中 小 島 木 曾 石 野 (堤 委 員 長 欠 席) < 委 員 外 議 員 > 酒 井 議 員			
執 行 機 関 出 席 者				
事 務 局 出 席 者	門 事 務 局 長、山 内 次 長、船 越 副 課 長、鈴 木 議 事 調 査 係 長、三 宅 主 任、池 永 主 任			
傍 聴	可	市 民 名	報 道 関 係 者 名	議 員 1 名 (三 上)

会 議 の 概 要

1 0 : 0 0

[藤 本 副 委 員 長 開 議]

[事 務 局 長 より 日 程 説 明]

1 議 会 基 本 条 例 の 検 証 及 び 見 直 し に つ い て

(1) 前 回 検 証 時 の 持 ち 越 し 事 項

第 4 章 議 会 と 市 長 等 の 関 係

第 1 0 条 (政 策 執 行 に 対 す る 評 価)

今 後 の 方 向 性 に つ い て

- ・ 今 年 度 の 決 算 事 務 事 業 評 価 の 実 施 方 法
- ・ 条 文 に 基 づ く 政 策 評 価 に つ い て

< 事 務 局 主 任 >

前 回、評 価 結 果 は A と さ れ た が、今 後 の 方 向 性 の 協 議 が 持 ち 越 し と な っ て い る。
今 後 の 方 向 性 と し て、今 年 度 の 実 施 方 法 の 取 り 扱 い、ま た、条 文 に 基 づ く 政 策 評 価
と し て の 取 り 組 み と し て 今 後 も 事 務 事 業 評 価 を 継 続 し て い く の か、そ の 2 点 に つ い
て そ れ ぞ れ 協 議 願 い た い。

な お、今 年 度 の 実 施 方 法 に 関 し て、前 回 ま で の 意 見 を 参 考 と し て、評 価 シ ー ト の 変
更 案 を 資 料 と し て 作 成 し た。こ れ に 基 づ き 協 議 い た だ き、次 回 の 招 集 告 示 日 に は 取
り 扱 い を 決 定 願 い た い。

(別 紙 資 料 に 基 づ き、現 評 価 方 法 ・ 評 価 シ ー ト 及 び 新 評 価 シ ー ト 案 を 説 明)

ま た、分 科 会 で 取 り 扱 う 事 業 項 目 数 に 関 し て は、本 日 午 後 か ら 各 分 科 会 で 事 業 選 定
が 行 わ れ る た め、そ の 取 り 扱 い を こ の 場 で 決 定 願 い た い。従 前 の 実 施 方 法 で は、1
事 業 当 たり 約 4 5 分 の 時 間 配 分 と し て い る が、そ の 時 間 配 分 に よ る と、現 状 の 審 査
日 程 を 考 慮 す る 中 で、1 分 科 会 当 たり 3 事 業 程 度 が 上 限 と 考 え て い る。そ の 点 に も
留 意 願 い た い。

< 藤本副委員長 >

まず、実施方法、評価シートの変更に関して各委員の意見は。

< 石野委員 >

変更案により評価しやすくなるものと思われる。会派で確認したい。

< 藤本副委員長 >

今の意見は、事務事業評価の方法は従来どおりとし、評価シートに関しては変更案について検討するというところでよいか。(石野委員、了)

< 木曾委員 >

基本的には従来通りの評価方法で良いと考えており、評価シートに関しても、前回の意見が反映されているので、この案で良いと考えている。

< 田中委員 >

概ねこの案で良いと考えているが、会派内で確認して最終判断したい。

< 藤本副委員長 >

それでは、実施方法は従来どおりとし、評価シートに関しては変更案でよいか会派で確認のうえ、次回決定することとしたい。(了)

事業数についてはどうか。

< 石野委員 >

従来どおり3項目程度で良いのでは。

< 木曾委員 >

審査日程上、3項目程度が適当と考えるが、それぞれの分科会において必要と認める場合は、3項目にかかわらず必要な項目数を決めればよいのでは。

< 田中委員 >

各分科会において、委員長の采配により時間内に収まるよう決めればよい。

< 藤本副委員長 >

それでは、3項目を目途として、各分科会に任せることとしたい。(了)

第10条の2(閉会中の文書質問)

現状の課題、問題点等について

- ・導入時の経過・課題について
- ・他市の事例等

評価、今後の方向性について

- ・関連項目：第13条(定例会の回数及び会期)

< 事務局主任 >

前回の経過を踏まえ、現状の課題・問題点等に係る資料をまとめた。通年議会の検討とも関連するが、この場では、現行の会期制におけるあり方として協議願いたい。(別紙資料に基づき、制度設計時の経過、法的解釈や他市の事例等を説明)

< 藤本副委員長 >

以上の説明を踏まえ、各委員の意見は。

< 石野委員 >

現状のままで良いと考えている。

< 木曾委員 >

基本的には通年議会を前提とした中で考えていく方向をとるべきであるが、現行の議会運営においては、それに合うよう必要な修正を行い、制度として残していきたいと考えている。

< 田中委員 >

これまでの実績から、本当にその必要性があるのかという点もあるが、制度としては残しておいた方がよいと考えている。とりあえず現状のまま残しておき、会期の見直しが決定した段階で再度協議してはどうか。

< 藤本副委員長 >

通年議会が導入されるまでの間、現状のまま、閉会中に質問することができるという規定を残していくことは可能なのか。

< 事務局主任 >

通年議会に関しては、長期的な検討項目として位置付けされているので、すぐに結論されることはないと考えられるが、それまでの間、文書質問規定をそのまま残しておくというのも一つの判断である。ただし、条文の法的整合性を問題点として提起したことに対して、その課題は今後も残すこととなる。

よって今後の方向性としては、活用実績の検証や法的な課題を踏まえ、一旦条文から削除し、通年議会と合わせて文書質問のあり方を検討すること、あるいは、現行の会期制のもとで、より活用され法的に整合するよう文書質問の制度設計から見直して、条文の改正を行うという考え方もあるので、方向性の判断を願いたい。

< 木曾委員 >

文書質問制度は必要としないということで意見は一致していない。文書質問制度を廃止しないことを基本として、将来的に通年議会が導入されるまでの間の取り扱いとして、現状でより適した方法に見直すべきである。その見直しに関して、どのような手法があるのか、事務局の説明を受けたい。

< 事務局主任 >

資料中、今後の方向性（２）で示しているので説明する。

（資料に基づき、確認事項及び規定整備の例（類型）を説明）

< 木曾委員 >

類型を参考にして、実施主体を議会として、議運や常任委員会等を含めて実施することができるよう、議会基本条例で規定整備する方向性が良いのではないかと。

< 藤本副委員長 >

私としても、制度として残していくのであれば、類型の方向性をとるべきと考えているが、石野委員の意見はどうか。

< 石野委員 >

現行制度により残していく手段として了解する。

< 藤本副委員長 >

閉会中に行うということが導入時の確認事項であった。

< 木曾委員 >

制度として残すという点で、閉会中に行うのは同じであるが、実施主体を議会とするのか議員とするのか、そこに大きな違いがある。そこが大きなポイントである。これまで議員が質問できるとしてきた制度を、議会として質問するという制度に改めるということであり、委員会の閉会中審査の一環として整理することもできる。

< 田中委員 >

実施主体として、議員個人が質問できるという部分は残すべきである。議会として実施する場合の合意形成に問題が生じる。議員の権限として法的に問題なく質問できる方向性がよいが、法的な問題があるならば廃止しても仕方がない。改めて通年の会期において実施すればよいと考えるが、結論は今出せない。

< 木曾委員 >

類型 を参考として実施主体を議会とする場合、具体的にどのような制約、影響等が生じるのか。

<事務局主任>

まず、実施主体の共通点としては、議会の議論の基礎とするために事実関係を明確にするという目的である。従来通り議員が主体となる場合であっても、目的はそこにある。議員が実施する場合、質問書を提出すれば、議長を経由して執行部に届くので、迅速性があり、議員の意思が発揮されやすい。それに対して、議会が主体となる場合は、議会全体の意思とするため、議運等の場で合意形成が必要となり、迅速性が失われやすい。ただし、議会が必要と判断して実施することにより、当然、その重要性は高まり、また、重要な政策等に関して、議会として事実関係を明確にさせたという点で市民への公開性も高まるものとする。

<藤本副委員長>

実施主体により手続きや重要性・公開性に差が出てくるということであるがどうか。

<木曾委員>

従来の運用では、質問・答弁書とも公開はされているが、議会として公の文書とはならないように思われる。実施主体を議会とする場合、公の文書として残せるのか。

<事務局主任>

現状では全議員への配付のほか、ホームページ及び情報コーナーで公開しているが、質問・答弁を正確に残す手段は、議会活動の記録としての会議録への掲載であると考えられる。その点では、会議録に残さない限り、正式な取り扱いとはならないようにも思われる。そのため、例えば本会議の諸報告で報告を受けるなどすれば、公式に残すことができるのではないかと考えているが、そうするためには行政とも協議・調整が必要である。

<田中委員>

類型 の事例について、法的な問題はないのか。

<事務局主任>

例えば、議運や常任委員会の所管事項として機能させる場合は、閉会中の委員会審査として権限を行使できるのではないかと、そのような考え方に立つこともできるのではと考える。

<藤本副委員長>

これまでの本市議会の運用の中で、議会が主体となって文書質問を行った事例はあるか。

<事務局主任>

議員が質問するという条文に沿った運用であるため、そのような事例はない。

<藤本副委員長>

実施主体により文書質問の制度内容が大きく変わってくる。意見はないか。

<木曾委員>

例えば、議運や常任委員会活動の一環として、文書質問を活用することができれば、より議会機能の強化につながり、法的な問題もカバーできるものとする。前提としては通年議会を見据えたいが、現状の中では、そのように運用を改めてもよいのではと考えている。

<事務局長>

議会基本条例制定当初からこの10年間で、様々な研究、議論が進んでいる。そのような中で、本市議会においても、今回の検証機会により、法的な整合性に触れて、慎重に議論いただいているものと受け止めている。

通年議会とともに議員の権限強化として提案された本制度であるが、通年議会を導入していない中で運用を行うことにより矛盾が生じることとなった。

通年議会の検討は、今任期中に方向性を結論づける長期的な位置付けとされている。仮に通年議会となれば、文書質問の規定は議会基本条例から削除して会議規則で整備することができるが、通年議会を採用しない中では、今の議論を深めて結論を出していただきたい。

方向性として、議会を実施主体として委員会活動の中に位置付けるならば、理由が付きやすいと考えるが、単に現状のままで、閉会中という部分を削る改正を行う場合は、提案理由として成り立たない。よって現状のまま残しておき、会期の見直しと合わせて検討することも選択肢である。その場合は、法的な矛盾を残したという事実を明確にして、今後の議会活性化の議論につなげてもらいたい。

< 藤本副委員長 >

事務局から今方向性を示されたが意見は。

< 木曾委員 >

事務局の提案を単に受け入れるのではなく、委員間で積み上げてきた議論の中で結論を導くべきである。

< 藤本副委員長 >

それでは、次回に引き続いて協議できるよう、各会派で意見を集約願いたい。

< 木曾委員 >

次回に持ち越しても結論は同じである。今整理してもらいたい。

< 藤本副委員長 >

それでは、現規定のまま継続していくこととしたいが。

< 木曾委員 >

今議論していることは、議会を実施主体とすることについてどうかということであり、その議論をまた元に戻すのか。

< 藤本副委員長 >

そのまま継続するのか、議会を実施主体と改めるのかということであるが、実施主体を議会に改める場合、運用上の手続き等が大きく変わってくる。結論は出せないのでは。

< 木曾委員 >

法的な整合を課題として、議論の俎上に載せているのだが、そのまま良いということ整理するのか。

< 事務局長 >

端的に申し上げると、結論としては、条例からの削除、通年化の結論を得るまでそのまま継続、法的に整合させた中で議会を実施主体として改めるという3つの選択肢であり、法的な整合性を解決するためには、削除するか、実施主体を改めるかの2点の結論で議論されてはどうか。

< 藤本副委員長 >

それではその選択肢により、各委員の意見を求めたい。

< 奥野委員 >

現行の会期制において、導入時の目的を実現する手法としては、類型の例により議会を実施主体として運用を改めることにより、文書質問を今後も活用していくことができるのではないかと考える。

< 木曾委員 >

同じ意見である。

< 田中委員 >

それで仕方がないと考える。

< 藤本副委員長 >

それでは、類型 の例により、実施主体を議会に改めるということで結論付けたい。

< 事務局主任 >

検証項目一覧における今後の方向性の分類としては、「取組検討」「条項改正」にチェックし、後半の検討機会において、議会を実施主体とする運用について具体的協議をいただくということでよいか確認願いたい。

また、条例の検証として、条文趣旨に照らした達成状況の評価はまだされていないため、これまでの実績等を踏まえ、その評価を願いたい。

< 藤本副委員長 >

それでは達成状況の評価をしたい。各委員の意見は。

< 石野委員 >

評価としてはAである。

< 木曾委員 >

同じくAである。

< 田中委員 >

同じくAである。

< 藤本副委員長 >

公明党議員団としてもAである。

< 事務局主任 >

それでは評価結果はAとするが、今後の方向性については、取り組みの検討と条項の改正を行うということでよいか、確認願いたい。

< 藤本副委員長 >

その通りで良いか。(了)

< 酒井議員 >

今後の方向性として、議会を実施主体とする場合、具体的にどのようにして文書質問を行うのか、今確認しておく必要があると考えるがいかがか。

< 藤本副委員長 >

事務局の説明を。

< 事務局主任 >

今、議会を実施主体として取り組みを検討するという方向性を示されたものであり、運用の取り扱いは、10月以降の具体的な検討の場で協議いただくこととなる。具体的事項は運用基準で規定されているので、その見直しが必要となり、発議者、議会意思とする合意形成をどうするのか、そのあたりの協議も含めて、後半に行ってくださいということはこの場では確認されたものと理解している。

< 酒井委員 >

議運の委員として、調査機能の強化や問題意識を共有するためにどうすべきなのかという実質的な部分の議論なしに、法的整合性など表面的な部分で進めていくというのでは、この会議の意味が問われてくる。議員個人ができる制度として必要だということであれば、議員個人からでた質問を全員で共有して議会意思としての質問とするためにはどうすればよいのかという議論がなぜ出てこないのか疑問である。細かい部分を後半で議論するというのはいかがか考える。事務局からは事務的な部分を出していただいて、実質的な部分を各委員で議論いただく場であると思うので、そのように願いたい。

< 藤本副委員長 >

これまでの議論を積み上げてきた中で、類型 の例を方向性として、その具体的な内容は、後半の場で詰めて協議していきたいということである。そのように進めていきたいと考えているので、理解願いたい。

(2) 検証の実施

第 6 章 議会の運営 (第 1 3 条 - 第 1 8 条)

・(定例会の回数及び会期) 第 1 3 条

< 事務局主任 >

(説明 : 条文趣旨、具体的方策・取組状況、現状の課題・問題点等)

緑風会からは、定例会の回数を 2 回にすべきとの意見が出されている。まず、評価としては、現行の年 4 回の定例会による会期制において、十分な審議期間が確保されていたかどうかの視点で検証、評価を願いたい。

なお、過去には、議会改革推進特別委員会において会期の見直しが検討され、2 期制についても議論されていたが、検討結果としては現 4 定例会を維持する中で審議時間の拡充を図る方向性が示されており、現在に至っている。その経過も踏まえて、今後の方向性について協議願いたい。

< 藤本副委員長 >

現行の会期制において、議会の機能をしっかりと果たしているのか、その評価をしたい。各委員の意見は。

< 石野委員 >

達成できている。評価は A である。

< 木曾委員 >

現状の問題点を出しているが、いきなり通年の会期は難しいので、今の 4 定例会を大きく予算・決算に分けて 2 回にして、徐々に通年化に近づけていくという考えをもっている。もっと審議時間が必要であるという思いにより、評価としては、一部達成の B である。

< 田中委員 >

現行制度のもとで、評価は A である。

< 藤本委員 >

公明党議員団としても、4 定例会の会期制でその機能は果たしている。達成度は A である。ただし、今後の方向性として 2 期制、通年制について継続して協議していくべきと考えている。

本条の評価結果は A と決定し、今後の方向性としては、「継続」とし、2 期制も含めて通年議会の検討を継続的に行うものとしたい。(了)

・(議員間の自由討議) 第 1 4 条第 1 項

< 事務局主任 >

(説明 : 条文趣旨等)

< 藤本副委員長 >

認識としてどうか。各委員の意見は。

< 石野委員 >

評価は A である。

< 木曾委員 >

Aである。

<田中委員>

Aである。

<藤本副委員長>

公明党議員団としても、Aである。

本条の評価結果はAと決定し、今後の方向性としては、「継続」とする。(了)

・第14条第2項

<事務局主任>

(説明：条文趣旨、具体的方策・取組状況、現状の課題・問題点等)

議案審議における自由討議については、運用基準により、委員会審査で実施することとして審査順序に位置付けている。ただし、現状の課題として、討議の目的が共有されず、意見交換で終始したり議事の混乱を招くこともあることから、自由討議の目的の明確化を取り上げた。実質的な討議が行われ、円滑に委員会が運営されるよう、運用基準等で実施要領等を整備するなどの見直しを図ってはどうかと考えている。今後の方向性として協議願いたい。

<藤本副委員長>

今の意見を踏まえ、評価、今後の方向性について各委員の意見は。

<石野委員>

一部達成のBである。

<木曾委員>

Bである。

<田中委員>

内容に差はあるが、制度として取り組んでいるのでAである。

<藤本副委員長>

私としても評価はAであるが、委員会によって少し差があるようにも感じられる。本項の評価結果はAと決定し、今後の方向性としては、「取組検討」としたい。(了)

・第14条第3項

<事務局主任>

(説明：条文趣旨、具体的方策・取組状況、現状の課題・問題点等)

具体的方策として、政策研究会の設置を位置付けているが、柔軟な活動を望む意見により会議規則から削除した経過を踏まえ、新清流会からは条文化が必要との意見が出されている。事務局としても、政策研究会の運用を見直すため会議規則から削除したことにより、政策研究会を今後どのように位置づけるのか、そのあり方を検討願いたいと考えている。

政策研究会を設置するに当たっては、議会活動を行う体制として、法に基づく協議調整の場や会派・議員の調査研究活動、政務活動費に基づく活動との整合を図った新たな位置付けが必要と考えている。

本項の条文の趣旨に対する評価、今後の方向性の協議と合わせて、政策研究会のあり方を検討することについても合意できれば、検討事項として取り上げていただきたい。

<藤本副委員長>

以上の説明を踏まえて各委員の意見は。

<小島委員>

本項の趣旨を実現するための方策として、自由に行動することができる政策研究会を条文化してはどうかという考えであるが、その中身についてはまだ検討できていない。

<木曾委員>

条文化するには議論が必要である。政策研究会に対して、提言だけではなく条例提案をしていけるような成果を求めるのであれば、条文化すべきであるが、現状の取り組みでは、その必要はないようにも考える。

<田中委員>

政策研究会に関しては、本来、政務活動費の範囲内において、会派やそれぞれの議員の立場で十分にその役割を果たしていけるものと考えており、会派の役割の一つとしてそのような政策研究があると認識しており、そういうものを通じて、常任委員会等で提案して政策形成していく方向でよいと考えている。

<藤本副委員長>

以上の意見を踏まえ、評価と今後の方向性についてはどうか。

<小島委員>

評価は一部達成のB、今後の方向性は「取組検討」「条項改正」である。

<木曾委員>

評価はAである。政策研究会の条文化により、政務活動費の取り扱い等をどのように整理するのか難しい。現状の取り組みとしてはこのままで良いのではないかと考える。

<田中委員>

評価は一部達成のBである。今後の方向性として、政策研究会をどうするのかについては検討していくべきである。

<藤本副委員長>

私としても評価はBとして、今後の取り組みを検討していくべきと考えている。現状の政策研究会の活動について、費用面の取扱いはどうなっているのか。条文化によりどのように変わるのか。

<事務局主任>

費用弁償の支給が問題となって会議規則から削除した経過がある。本来、議会の組織体制として位置付ける場合、合議体としての委員構成や常設性、研究テーマの選定、活動の公開性が必要であり、そうすると活動の硬直化を招くため、会議規則から削除し、費用弁償を支給しないことで合意された。議会基本条例に位置付けたとしても、会議規則で定めた公式な会議の場でない限り、費用弁償の対象外となる。議会基本条例で位置づける意図は、会派と同様、政策研究を行う体制として制度として位置付けるものであるが、会派とどのように整合を図るのかは議論すべき事項であり、政務活動費の支給対象となり得るのか、また、議員派遣の取り扱い、公務災害の補償等、担保される範囲について明確にする必要がある。

<藤本副委員長>

現在では根拠がないため、申し合わせにより運用されているという状況であることを確認した。今後の方向性について意見は。

<木曾委員>

当初は、会派を横断して勉強していこうとする意図でスタートしたものであるが、会派は政策集団であることから、まずは会派を第一として政策研究に努めることが必要である。また、そこから委員会の場で検討を深めることができる。通年の会期ならば色々な活動ができることが期待できる。現状で条文化することには整理すべ

き問題が様々にあるように思われる。

< 藤本副委員長 >

以上を踏まえ、今後の方向性として、政策研究会の取り組みの検討を位置付けることとするが、現状では規定整備の方向にはないということを確認しておく。

・ 第 1 5 条 (委員会活動)

< 事務局主任 >

(説明 : 条文趣旨、具体的方策・取組状況、現状の課題・問題点等)

議員定数の削減に伴い、委員会活動を充実するという経過を踏まえ、委員会体制の強化、活動を発揮する観点から次の 2 点の課題を取り上げた。

1 点目の監査委員の常任委員会への所属に関しては、協議事項として問題点をまとめた。

(別紙資料に基づき、議員の義務、職務権限、実態からみた問題点を説明)
2 点目の正副委員長、委員任期 1 年の運用に関しては、委員会条例における任期 2 年の規定よりも先例・申合せが先行しており、府下各市の状況を見ても大半の議会では委員会条例による 2 年の任期で運用されていることも踏まえ、提起したものである。

今後の方向性を協議いただく中で、取り上げていただきたい。

< 藤本副委員長 >

以上の説明を踏まえて意見は。

< 木曾委員 >

監査委員の現取り扱い、決算審査で重複することから配慮されたものであるが、議員として常任委員に就任する必要があるということであれば、議論していくべきである。委員長、委員の任期 1 年の運用に関しては、2 年に改めても問題ないと考えるが、現運用で問題がなければこのままとし、将来的に 2 年にしていけばどうかと考えている。

< 田中委員 >

監査委員の常任委員会所属は了解する。委員長等の任期に関しては、当面申し合わせのとおり運用していくべきと考える。

< 藤本副委員長 >

例えば監査委員の任期に関しては、1 年交代では十分にその職務に応えられない。職務に精通するためには 2 年は必要と考える。また、監査委員が常任委員会に所属すると監査日程と委員会日程とが重なり、両立が難しいと思われる。監査委員の任期を改めるには議長、副議長も含めて全てに関わってくる。

これは、条文の達成状況に係る検証の対象外として、今後の方向性を考えたい。

< 事務局主任 >

本条の趣旨に沿って評価、今後の方向性を議論いただくことが前提であるが、現状の課題事項として、監査委員の常任委員就任、正副委員長等の任期の 2 点について、この際、委員会の体制整備の面から示したものであり、今後の方向性の検討事項に取り上げていただきたい。

< 木曾委員 >

監査委員の常任委員会への参加や行政視察同行の根拠が不明確なことから、将来的なことも踏まえて、元に戻してはどうかと考える。正副委員長の任期の問題に関しては、任期当初に申し合わせを確認しているので、次期任期からどうするかということ整理していけばどうか。評価としては一部達成の B である。

< 藤本副委員長 >

今の意見により、一部達成のB、今後の方向性は継続して検討していくということでまとめてもよいか。

< 木曾委員 >

監査委員に関しては、来年から常任委員会に所属する方向とすることを、今、各会派の共通認識とすることでどうか。

< 藤本副委員長 >

監査委員は、監査業務として視察研修には行けるのか。

< 木曾委員 >

私が言いたいのは、現状、監査委員は常任委員会に所属しないこととなっても、実際には参加されており、根拠が明確でなく、旅費、費用弁償等が対象外となり、議員としての活動にも支障がある点、また法趣旨として常任委員会就任は議員の義務と解されていることも勘案し、やはり常任委員には就任してもらうべきではないかということであり、来年の議会構成から改めてはどうかという趣旨である。

< 藤本副委員長 >

今の意見に関して、他に意見は。(了)

それでは、来年からは常任委員会に所属することを決定したい。(了)

本日はここまでとし、予定していた残りの部分については、次回引き続き検証を行うこととしたい。(了)

2 その他

(1) 次回開催日時

< 藤本副委員長 >

次回の開催は、9月2日(金)午前10時としたい。(了)

それでは、以上をもって散会とする。

散会 ~ 12:06